

地方法人所得課税改革の現状と課題

関口 智（立教大学大学院経済学研究科教授）

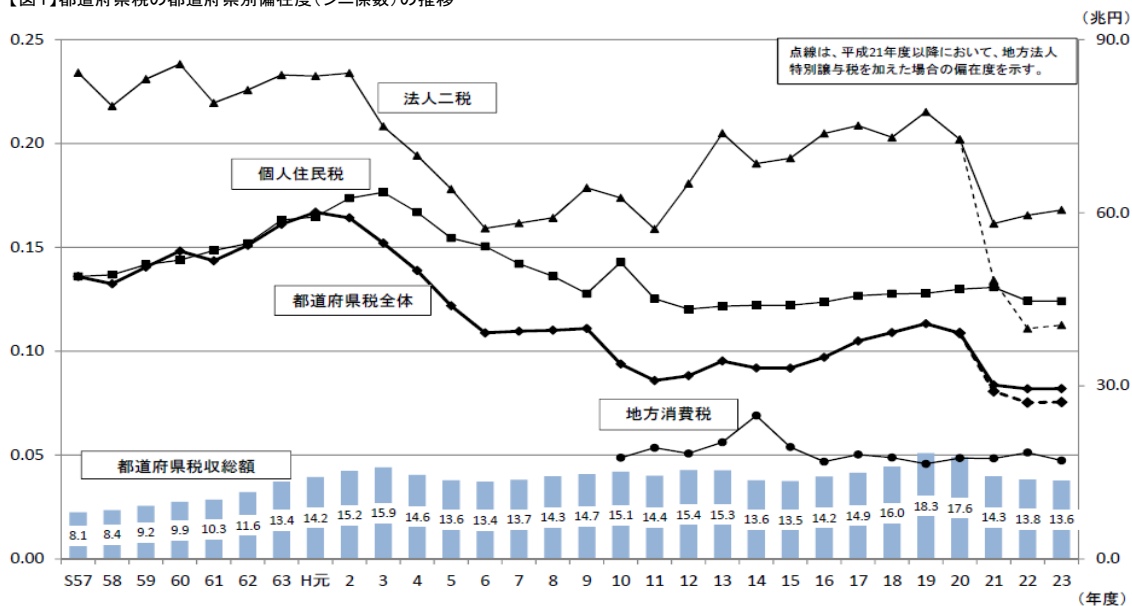
1. 地方法人所得課税改革の2つの背景

- （1）地方消費税の拡充に伴う地方法人2税の改革
- （2）法人所得課税の実効税率の引き下げ

2. 地方法人2税の改革

- （1）地方法人2税の税收偏在度と地方法人特別税の導入

【図1】都道府県税の都道府県別偏在度（ジニ係数）の推移



※1 ジニ係数は、人口1人当たり税収額を基に次の算式により算出。ジニ係数＝〔共分散×2〕／〔都道府県数×平均値〕
 ※2 税収は各年度の決算値であり、法定外税、旧法による税及び超過課税分を含まない。
 なお、「法人二税」及び「都道府県税全体」は、東京都が徴収する特別区分の法人住民税を含まない。
 また、「地方消費税」は平年度化した平成10年度から計上しており、税収額は清算後の額である。
 ※3 人口は、各年度末の住民基本台帳人口による。

（資料）地方財政審議会「第9回 地方法人課税の在り方等に関する検討会」資料3。

- （2）社会保障と税一体改革における地方消費税の拡充

区分		適用開始日	現行	平成26年4月1日	平成27年10月1日
地方消費税率			1%	1.7%	2.2%
※消費税率換算			(消費税額の25/100)	(消費税額の17/63)	(消費税額の22/78)
参 考	消費税率		4%	6.3%	7.8%
	合計		5%	8%	10%

【表1】都道府県税収の偏在度の変化(ジニ係数)

2011(平成23)年度実績（注1）	まず地方消費税1% →2.2%に引き上げ	さらに地方法人特別税廃止 →法人事業税復元
0.075(注2)	0.068	0.079

(注1) 税収には超過課税や法定外税等を含まない。

(注2) 地方法人特別譲与税を含んだジニ係数。除いたジニ係数は0.082。

(資料) 地方財政審議会「第11回 地方法人課税の在り方等に関する検討会」参考資料1より作成。

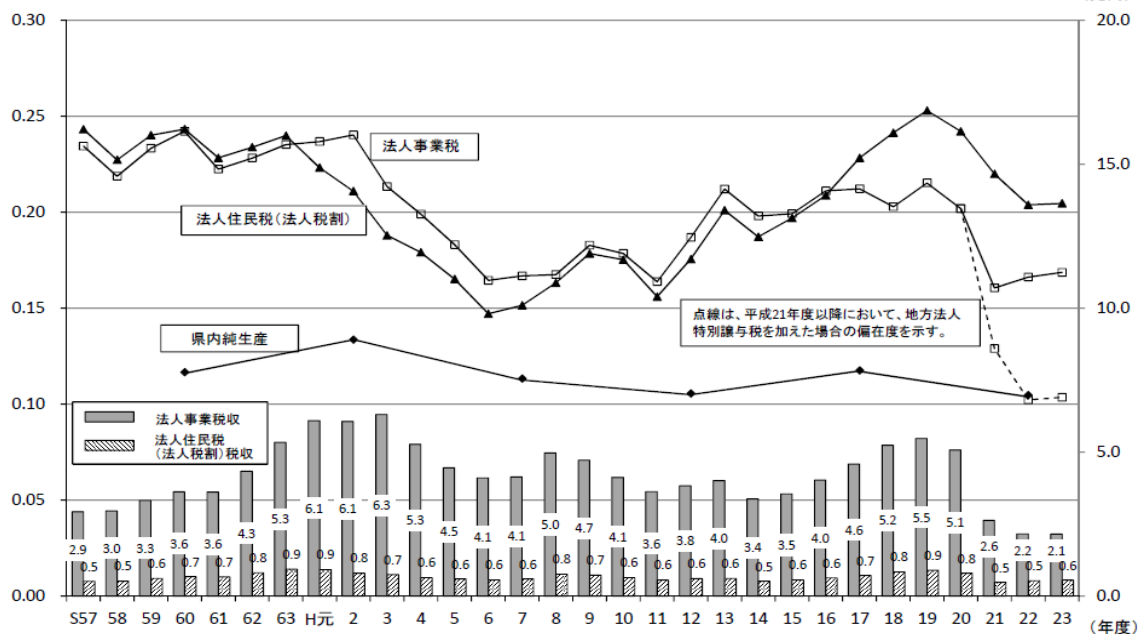
（３）地方法人２税改革の論点

①法人事業税と法人住民税の性格の相違

まず、法人住民税（法人税割）は国税法人税の付加税的性格が強く、応能原則との整合性が高い。これに対して、法人事業税は国税法人税の付加税的性格があるとして法人住民税と混同されることもあるが、むしろ応益原則との整合性を図るべき性質を有している。また、両者の分割基準についても、その方式及び歴史的変遷は必ずしも同じではない。さらに、このような性格の相違は、法人税の課税ベース算定時に、法人住民税は損金算入されないが、法人事業税は損金算入されるといった形で、国税法人税の算定時における両者の取り扱いの相違にも現れている。

②法人事業税と法人住民税の税収偏在性の相違

【図3】都道府県の法人事業税と法人住民税（法人割）の偏在度(ジニ係数)の推移



※1 ジニ係数は、人口1人当たり税収額を基に次の算式により算出。ジニ係数＝〔分散×2〕/〔都道府県数×平均値〕

※2 税収は各年度の決算値であり、超過課税分を含まない。また、「法人住民税（法人税割）」は、東京都が徴収する特別区分を含まない。

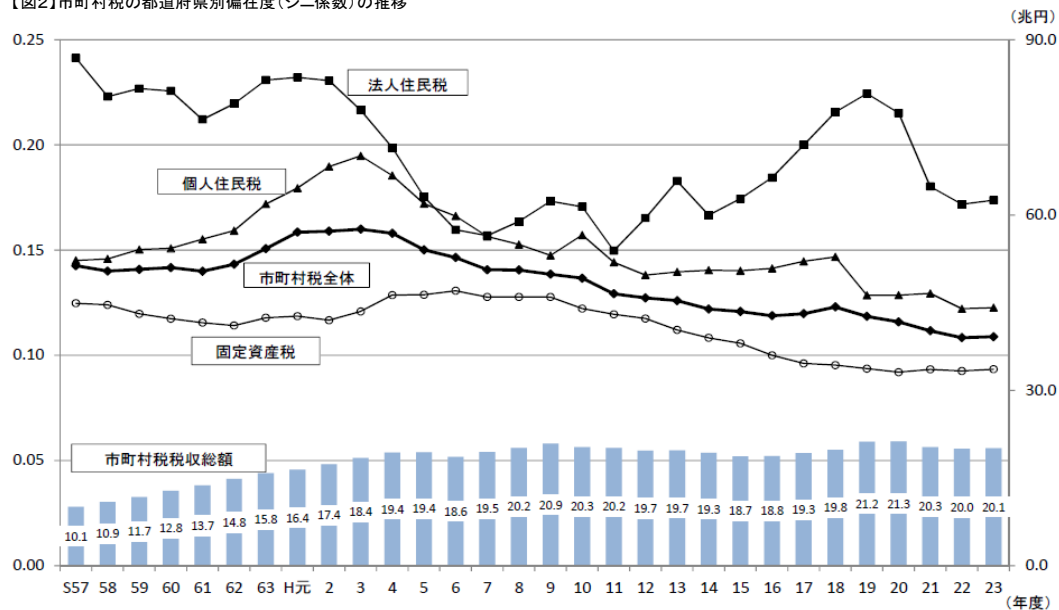
※3 「県内純生産」は、内閣府「県民経済計算年報」に示された「産業」（「政府サービス生産者」及び「対家計民間非営利サービス生産者」以外のもの）の県内要素所得を基に算出。

※4 人口は、各年度末の住民基本台帳人口による。

(資料) 地方財政審議会「第9回 地方法人課税の在り方等に関する検討会」資料3。

→法人事業税の偏在性の変化と、法人住民税の偏在性の継続性。

【図2】市町村税の都道府県別偏在度（ジニ係数）の推移



※1 市町村税収を都道府県ごとに集計して分析している。

※2 ジニ係数は、人口1人当たり税収額を基に次の算式により算出。ジニ係数＝〔共分散×2〕／〔都道府県数×平均値〕

※3 税収は各年度の決算値であり、法定外税、旧法による税及び超過課税分を含まない。

なお、「法人住民税」には東京都が徴収する特別区分を含む。

※4 人口は、各年度末の住民基本台帳人口による。

（資料）地方財政審議会「第13回 地方法人課税の在り方等に関する検討会」参考資料4。

→税収の偏在性という点で、市町村も例外ではない。

（４）平成 26 年税制改正大綱：消費税引き上げと税収偏在の議論との関連

- 地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の一部を地方交付税原資化

1. 法人住民税法人税割の税率の改正

[]:制限税率

（都道府県分） 5. 0% [6. 0%] → 3. 2% (△1.8%) [4. 2%]
 （市町村分） 12. 3% [14. 7%] → 9. 7% (△2.6%) [12. 1%]

2. 地方法人税の創設

- ・ 法人住民税法人税割の引下げ分を規模とする国税（国が賦課徴収）
- ・ 法人税額を課税標準とし、税率は4. 4%（法人住民税の税率引下げ分相当）
- ・ 税収全額を交付税特会に直接繰り入れ、地方交付税原資化

- 偏在是正により生じる財源（不交付団体の減少分）を活用して地方財政計画に歳出を計上

- 地方法人特別税の規模を1／3縮小し、法人事業税に復元

① 都道府県と市町村への影響

【表2-1】平成26年改正に伴う税収配分の変更

(単位: 億円)

都道府県	都道府県(特別区除く)							市町村(特別区・政令市含む)				
	法人事業税の還元に伴う増減			法人税割の減(5.0→3.2%)		小計	地方交付 税原資C	合計 A+B+C	法人税割の減(12.3→9.7%)		地方交付 税原資E	合計 D+E
	特別税 の廃止(1/3)	譲与税 の廃止(1/3)	A	B	シェア(%)	A+B			D	シェア(%)		
合計	6,200	▲ 6,200	0	▲ 2,800	100.00	▲ 2,800	2,800	0	▲ 3,000	100.0	3,000	0
北海道	173	▲ 259	▲ 85	▲ 68	2.41	▲ 153			▲ 72	2.4		
青森県	36	▲ 64	▲ 27	▲ 13	0.45	▲ 40			▲ 13	0.4		
岩手県	35	▲ 62	▲ 27	▲ 14	0.49	▲ 41			▲ 15	0.5		
宮城県	94	▲ 112	▲ 18	▲ 39	1.39	▲ 57			▲ 41	1.4		
秋田県	27	▲ 51	▲ 24	▲ 10	0.36	▲ 34			▲ 11	0.4		
山形県	33	▲ 56	▲ 23	▲ 13	0.46	▲ 36			▲ 14	0.5		
福島県	81	▲ 96	▲ 15	▲ 24	0.86	▲ 39			▲ 24	0.8		
茨城県	136	▲ 139	▲ 3	▲ 55	1.97	▲ 58			▲ 58	1.9		
栃木県	90	▲ 96	▲ 6	▲ 35	1.23	▲ 41			▲ 36	1.2		
群馬県	88	▲ 97	▲ 9	▲ 36	1.29	▲ 46			▲ 37	1.2		
埼玉県	231	▲ 309	▲ 79	▲ 106	3.77	▲ 184			▲ 112	3.7		
千葉県	218	▲ 262	▲ 44	▲ 89	3.17	▲ 133			▲ 96	3.2		
東京都(注2)	1,407	▲ 800	607	▲ 776	27.71	▲ 169	0	▲ 169	▲ 853	28.4	0	▲ 824
神奈川県	364	▲ 398	▲ 35	▲ 170	6.06	▲ 204			▲ 175	5.8		
新潟県	105	▲ 115	▲ 10	▲ 34	1.23	▲ 45			▲ 37	1.2		
富山県	53	▲ 55	▲ 2	▲ 23	0.82	▲ 25			▲ 24	0.8		
石川県	57	▲ 58	▲ 1	▲ 22	0.79	▲ 23			▲ 24	0.8		
福井県	53	▲ 40	12	▲ 18	0.65	▲ 6			▲ 19	0.6		
山梨県	55	▲ 41	14	▲ 21	0.77	▲ 8			▲ 23	0.8		
長野県	79	▲ 104	▲ 25	▲ 31	1.09	▲ 56			▲ 33	1.1		
岐阜県	90	▲ 99	▲ 9	▲ 37	1.31	▲ 46			▲ 39	1.3		
静岡県	198	▲ 186	12	▲ 76	2.71	▲ 64			▲ 81	2.7		
愛知県	424	▲ 375	49	▲ 187	6.68	▲ 138			▲ 194	6.5		
三重県	90	▲ 89	1	▲ 34	1.22	▲ 33			▲ 36	1.2		
滋賀県	82	▲ 67	15	▲ 33	1.19	▲ 18			▲ 36	1.2		
京都府	125	▲ 126	▲ 1	▲ 53	1.88	▲ 54			▲ 58	1.9		
大阪府	521	▲ 454	67	▲ 253	9.05	▲ 186			▲ 273	9.1		
兵庫県	224	▲ 255	▲ 31	▲ 96	3.45	▲ 128			▲ 103	3.4		
奈良県	30	▲ 58	▲ 28	▲ 13	0.46	▲ 41			▲ 14	0.5		
和歌山県	33	▲ 46	▲ 13	▲ 15	0.53	▲ 27			▲ 16	0.5		
鳥取県	19	▲ 28	▲ 9	▲ 6	0.23	▲ 16			▲ 7	0.2		
島根県	26	▲ 34	▲ 8	▲ 8	0.28	▲ 16			▲ 8	0.3		
岡山県	84	▲ 91	▲ 7	▲ 35	1.24	▲ 42			▲ 37	1.2		
広島県	138	▲ 140	▲ 2	▲ 55	1.98	▲ 57			▲ 59	2.0		
山口県	63	▲ 68	▲ 5	▲ 24	0.85	▲ 29			▲ 25	0.8		
徳島県	42	▲ 36	6	▲ 14	0.49	▲ 8			▲ 14	0.5		
香川県	50	▲ 48	2	▲ 23	0.82	▲ 21			▲ 24	0.8		
愛媛県	63	▲ 67	▲ 3	▲ 26	0.94	▲ 30			▲ 28	0.9		
高知県	19	▲ 35	▲ 16	▲ 8	0.30	▲ 25			▲ 9	0.3		
福岡県	171	▲ 241	▲ 70	▲ 91	3.26	▲ 162			▲ 98	3.3		
佐賀県	34	▲ 40	▲ 6	▲ 12	0.44	▲ 18			▲ 13	0.4		
長崎県	44	▲ 65	▲ 22	▲ 18	0.64	▲ 40			▲ 19	0.6		
熊本県	55	▲ 83	▲ 28	▲ 23	0.83	▲ 51			▲ 25	0.8		
大分県	40	▲ 56	▲ 16	▲ 16	0.56	▲ 32			▲ 17	0.6		
宮崎県	36	▲ 52	▲ 17	▲ 12	0.44	▲ 29			▲ 13	0.4		
鹿児島県	46	▲ 79	▲ 33	▲ 19	0.68	▲ 52			▲ 21	0.7		
沖縄県	40	▲ 62	▲ 22	▲ 16	0.57	▲ 38			▲ 17	0.6		

(注1) 法人道府県民税(法人割)の金額は、平成23年度(2011年)の超過課税を除いた額の実績値のシェアで按分。

(注2) 特別区における法人税割は都の収入であるが、便宜上都の収入から除いている。

また、特別区における市町村民税法人税割は都の収入であるが、便宜上特別区の収入として計上している。

(注3) 法人市町村民税(法人税割)の金額(各都道府県)は、平成23年度(2011年)の超過課税を除いた道府県民税(法人税割)のシェアで按分。

(資料) 全国知事会地方税財政制度研究会(2013)表4、表5を修正して作成。

【表2-2】市町村内訳

（単位：億円）

市町村名	法人税割の減(12.3→9.7%)		交付税原資 B	合計 A+B
	A	シェア(%)		
全国計	▲ 3,000	100.00	3,000	0
大都市分(小計)	▲ 1,586	52.86		
東京都特別区	▲ 792	26.39		
札幌市	▲ 37	1.24		
仙台市	▲ 31	1.02		
さいたま市	▲ 33	1.10		
千葉市	▲ 26	0.88		
横浜市	▲ 87	2.88		
川崎市	▲ 32	1.05		
相模原市	▲ 9	0.29		
新潟市	▲ 16	0.52		
静岡市	▲ 19	0.62		
浜松市	▲ 17	0.55		
名古屋市	▲ 90	3.01		
京都市	▲ 44	1.46		
大阪市	▲ 183	6.11		
堺市	▲ 15	0.49		
神戸市	▲ 40	1.34		
岡山市	▲ 16	0.53		
広島市	▲ 31	1.03		
北九州市	▲ 18	0.58		
福岡市	▲ 53	1.76		
その他の都市分	▲ 1,272	42.38		
町村分	▲ 143	4.75		

(注1)法人市町村民税(法人税割)の金額は超過課税を除いた額。

(注2)法人市町村民税(法人税割)の金額(各都道府県)は、超過課税を除いた道府県民税(法人税割)のシェアで按分。

(注3)特別区における市町村民税法人税割は都の収入であるが、便宜上特別区の収入として計上している。

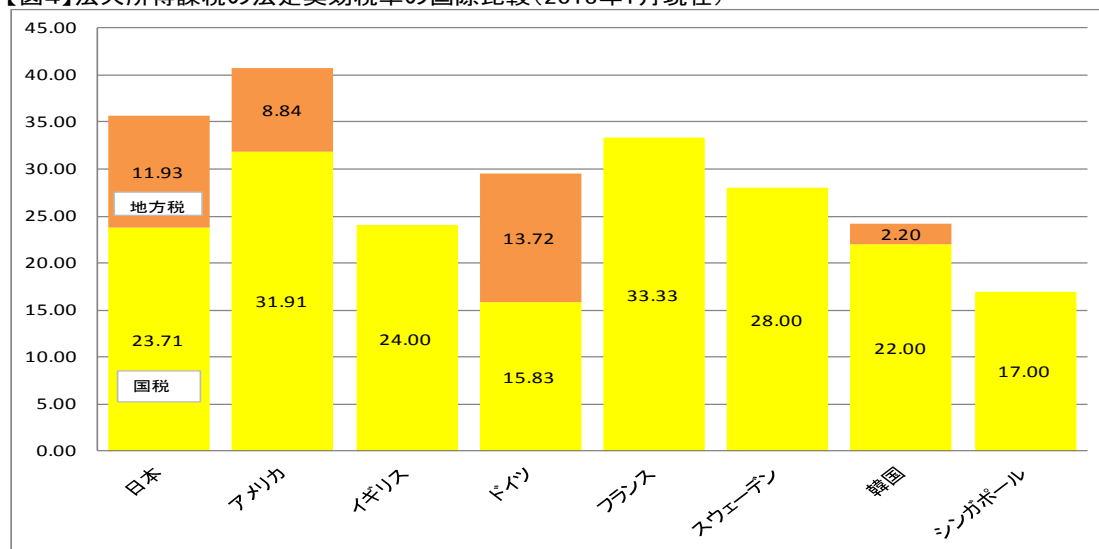
(資料)全国知事会地方税財政制度研究会(2013)表5より作成。

3. 法定実効税率の引き下げとの関連

(1) 法定実効税率

① 国際比較

【図4】法人所得課税の法定実効税率の国際比較(2013年1月現在)

(資料)財務省HP(http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/corporation/084.htm)等より作成。

→地方法人所得課税と法定実効税率のありかたにも関連

② 法人所得税の負担の議論の混乱

→法定税率、平均税率、限界税率の区別

→法人税の納税義務者の範囲の広狭

→整合性欠く転嫁と帰着の議論。

→法人課税は法人所得課税のみではない。

（２）法人所得課税改革の現状

① 国税

主要国における法人税率の引下げと課税ベースの拡大措置等について

イギリス	
法人税率の引下げ	主な課税ベースの拡大措置等
1997 年度改正 [33⇒31%] 【▲14 億ポンド】	・配当に係る還付制度の廃止 等 【計 67 億ポンド】
1999 年度改正 [31⇒30%] 【▲7 億ポンド】	・外国子会社合算税制の見直し 【計 1 億ポンド】
2008 年度改正 [30⇒28%] 【▲10 億ポンド】	・機械設備に係る減価償却率引下げ等 【計 17 億ポンド】
2011～15 年度改正 [28⇒20%] 【▲153 億ポンド】	・機械設備に係る減価償却率引下げ(+47 億ポンド) ・銀行税の導入・税率の引上げ(+105 億ポンド) 等 【計 175 億ポンド】
ドイツ	
法人税率の引下げ	主な課税ベースの拡大措置等
2001 年度改正 [52⇒39%] 【▲103 億ユーロ】	・減価償却率の引下げ(+69 億ユーロ) ・過少資本税制の強化(+5 億ユーロ) 等 【計 74 億ユーロ】
2003 年度改正 } 税率引下げなし	・配当による法人税還付の制限(+10 億ユーロ)
2004 年度改正 }	・連結納税制度適用の制限(+12 億ユーロ)
	・欠損金の繰越限度額の設定(+6 億ユーロ) 等 【計 38 億ユーロ】
2007 年に付加価値税率の引上げと所得税の最高税率の引上げにより財政黒字を達成	
2008 年度改正 [39⇒30%] 【▲267 億ユーロ】	・営業税の損金算入否認(+114 億ユーロ) ・支払利子の損金算入制限(+11 億ユーロ) 等 【計 234 億ユーロ】
(注) ドイツの法人税率には、連邦と州の共有税である法人税、連帯付加税（法人税額の 5.5%）、市町村税である営業税の税率が含まれる。	
フランス	
法人税率の引下げ	主な課税ベースの拡大措置等
1991 年度改正 [37⇒34%] 【▲4 億ユーロ】	・法人の有価証券に係るキャピタルゲイン課税の税率引上げ 【計 4 億ユーロ】
1993 年度改正 [34⇒33.3%] 【▲4 億ユーロ】	・法人概算課税の税率引上げ 【計 4 億ユーロ】
※ 法人概算課税とは、売上高に応じて一定額を課税する。法人税を納めない法人に課税する目的で 1974 年に導入。	

（資料）政府税制調査会法人課税 D G（財務省提出資料 2014. 3. 31）

② 州・地方税

1）ドイツ：1998 年営業税（市町村）が営業収益税のみに。

2）ミシガン州：2011 年修正総売上税（控除法）の廃止。所得を課税ベースに。

↓

イタリア：1998 年の州での生産活動税の導入

フランス：2010 年の県・市町村での企業付加価値税の導入（職業税の廃止）。

※イギリス：2013 年ビジネスレイトの留保（市町村）

4. 今後の方向性

（１）地方法人特別税の廃止・復元の取り扱い＝法人事業税改革

【表2】法人事業税の税収内訳と都道府県間の税収偏在度

		法人事業税収(億円)						ジニ係数(人口一人当たり税収)			
		2005	2007	%	2009	2011	%	2005	2007	2009	2011
資本金1億円超の普通法人	所得割	18,276	27,283	48.7	10,088	6,420	28.7	0.311	0.294	0.236	0.242
	資本割	3,127	2,387	4.3	1,869	2,330	10.4	0.314	0.260	0.248	0.255
	付加価値割	5,857	5,398	9.6	3,213	4,353	19.4	0.279	0.251	0.208	0.218
資本金1億円以下の普通法人等	所得割	16,472	17,669	31.5	9,019	7,309	32.6	0.168	0.186	0.164	0.159
法人事業税(総計)		46,983	56,077	100.0	27,010	22,403	100.0	0.182	0.187	0.135	0.149

(注1) 税収には超過課税分を含み、地方法人特別税(2008年導入)の分を除いている。

(注2) 税収の内訳では特別法人等や収入金額課税法人の金額を除いているため、内訳の合計と総計は一致していない。

(注3) ジニ係数は分割基準適用後の税収より算出。

(資料) 総務省自治税務局資料より算定

→所得割の偏在性の相対的高さ。付加価値割の偏在性の相対的低さ

→付加価値割の拡大。所得割の縮小（法定実効税率に影響）。

※金融業や不動産業の取り扱いについて

（２）市町村財政への影響（偏在性と税収の両者）

法人住民税均等割の議論、固定資産税の改善

地方消費税交付金？地方交付税？

（３）財政調整

事務配分と税源配分を改善しても生じる地域間格差の是正をどのように行うか？

①分割基準や清算基準の変更：地方税の税収配分は必要か？

1) 地方消費税について

清算基準（都道府県間の配分）と交付指標（市町村間の配分）

→清算機構により仕向地原則化している側面。

2) 法人事業税の分割基準（都道府県間の配分）

→分割基準により源泉地原則化している側面

※法人住民税の分割基準

↓

清算基準や分割基準の基本的な考え方を超えた、恣意的な変更は好ましくない。

②地方譲与税タイプの拡充？

→地方譲与税は、本来地方税に属するべき税源を、形式上は一旦国税（課税主体が国）として徴収し、これを国が地方団体に対して譲与するシステム。

※地方団体は、地方交付税総額の抑制圧力が強まる中で、なし崩し的に地方税全体が財政調整の財源と化してしまうことを懸念している。

③地方交付税の改善

→国と地方の財政に確固たる基礎が必要。留保財源率等の議論が必要。 以上

【参考資料】全国知事会地方税財政制度研究会（2013）の提言

① 概要：

【表3】地方法人所得課税のあり方と財政調整の姿 (単位: 億円)

			都道府県	市町村	地方合計	国
1	地方法人特別税と地方法人特別譲与税の廃止	特別税の廃止(法人事業税へ)	15,427		15,427	0
		特別譲与税の廃止	-15,427		-15,427	0
2	税源交換	法人住民税(法人税割)の国税化(交付税原資の増加)	-5,531	-9,896	-15,427	15,427
		消費税(交付税原資分)の一部地方消費税化(交付税原資の減少)	9,896		9,896	-9,896
3	法人住民税(法人税割)の国税化による市町村減収を地方消費税(交付金)で補完		-9,896	9,896	0	0
4	地方交付税の交付		5,531		5,531	-5,531
合計			0	0	0	0

(注1) 地方法人特別税および地方特別譲与税の金額は、2011年度(平成23年度)の実績値を利用している。

(資料) 全国知事会地方税財政制度研究会(2013)より作成。

②地方財政への影響

1) 道府県への影響

【表4-1】都道府県（特別区除く）：平成23年度（2011年度）実績

（単位：億円）

都道府県	法人事業税の復元に伴う増減			法人税割の減		合計 A+B	地方交付 税原資
	特別税の廃止	譲与税の廃止	A	B	シェア(%)		
合計	15,427	▲ 15,427	0	▲ 5,531	100.00	▲ 5,531	5,531
北海道	431	▲ 643	▲ 212	▲ 134	2.41	▲ 346	
青森県	90	▲ 158	▲ 68	▲ 25	0.45	▲ 93	
岩手県	88	▲ 155	▲ 67	▲ 27	0.49	▲ 94	
宮城県	234	▲ 279	▲ 44	▲ 77	1.39	▲ 121	
秋田県	67	▲ 127	▲ 60	▲ 20	0.36	▲ 80	
山形県	82	▲ 139	▲ 57	▲ 26	0.46	▲ 83	
福島県	201	▲ 239	▲ 38	▲ 47	0.86	▲ 85	
茨城県	338	▲ 346	▲ 8	▲ 109	1.97	▲ 117	
栃木県	225	▲ 240	▲ 15	▲ 68	1.23	▲ 84	
群馬県	219	▲ 242	▲ 23	▲ 72	1.29	▲ 95	
埼玉県	574	▲ 770	▲ 196	▲ 209	3.77	▲ 405	
千葉県	541	▲ 651	▲ 110	▲ 175	3.17	▲ 285	
東京都(注3)	3,502	▲ 1,991	1,510	▲ 1,533	27.71	▲ 22	
神奈川県	905	▲ 991	▲ 86	▲ 335	6.06	▲ 421	
新潟県	261	▲ 287	▲ 26	▲ 68	1.23	▲ 94	
富山県	132	▲ 137	▲ 5	▲ 45	0.82	▲ 50	
石川県	143	▲ 145	▲ 3	▲ 44	0.79	▲ 46	
福井県	131	▲ 100	31	▲ 36	0.65	▲ 6	
山梨県	137	▲ 103	34	▲ 42	0.77	▲ 9	
長野県	197	▲ 260	▲ 63	▲ 60	1.09	▲ 123	
岐阜県	224	▲ 247	▲ 23	▲ 73	1.31	▲ 96	
静岡県	492	▲ 463	29	▲ 150	2.71	▲ 121	
愛知県	1,055	▲ 933	121	▲ 370	6.68	▲ 248	
三重県	223	▲ 221	2	▲ 68	1.22	▲ 66	
滋賀県	204	▲ 166	38	▲ 66	1.19	▲ 28	
京都府	310	▲ 314	▲ 4	▲ 104	1.88	▲ 108	
大阪府	1,296	▲ 1,130	166	▲ 500	9.05	▲ 334	
兵庫県	557	▲ 635	▲ 78	▲ 191	3.45	▲ 268	
奈良県	75	▲ 145	▲ 71	▲ 25	0.46	▲ 96	
和歌山県	82	▲ 114	▲ 32	▲ 29	0.53	▲ 61	
鳥取県	46	▲ 69	▲ 23	▲ 13	0.23	▲ 35	
島根県	65	▲ 86	▲ 20	▲ 15	0.28	▲ 36	
岡山県	209	▲ 228	▲ 18	▲ 68	1.24	▲ 87	
広島県	344	▲ 348	▲ 5	▲ 109	1.98	▲ 114	
山口県	158	▲ 170	▲ 13	▲ 47	0.85	▲ 59	
徳島県	105	▲ 91	14	▲ 27	0.49	▲ 13	
香川県	125	▲ 121	5	▲ 45	0.82	▲ 41	
愛媛県	158	▲ 167	▲ 9	▲ 52	0.94	▲ 61	
高知県	46	▲ 87	▲ 40	▲ 17	0.30	▲ 57	
福岡県	425	▲ 600	▲ 175	▲ 181	3.26	▲ 356	
佐賀県	86	▲ 100	▲ 14	▲ 24	0.44	▲ 38	
長崎県	109	▲ 163	▲ 54	▲ 35	0.64	▲ 89	
熊本県	136	▲ 206	▲ 70	▲ 46	0.83	▲ 116	
大分県	100	▲ 140	▲ 40	▲ 31	0.56	▲ 71	
宮崎県	88	▲ 130	▲ 42	▲ 24	0.44	▲ 66	
鹿児島県	113	▲ 196	▲ 83	▲ 38	0.68	▲ 120	
沖縄県	99	▲ 155	▲ 56	▲ 31	0.57	▲ 87	

（注1）法人道府県民税（法人割）の金額は超過課税を除いた額。

（注2）法人道府県民税（法人税割）の減（合計▲5,531億円）と同額だけ各団体への地方交付税交付額が増加（＝交付税原資が増加）する。

（注3）特別区における法人税割（3,660億円）は都の収入であるが、便宜上都の収入から除いている。

都の収入にカウントした場合、都の合計（A+B）は +1,510-1,533-3,660=▲3,683億円。

（資料）全国知事会地方税財政制度研究会（2013）表4より作成。

2) 市町村への影響

【表4-2-1】市町村(特別区・政令市含む):平成23年度(2011年度)実績(単位:億円)

都道府県	法人税割の減		地方消費税(交付金)の増		合計 A+B
	A	シェア(%)	B	シェア(%)	
合計	▲ 9,896	100.00	9,896	100.0	0
北海道	▲ 239	2.42	441	4.5	202
青森県	▲ 44	0.44	104	1.1	60
岩手県	▲ 48	0.49	97	1.0	49
宮城県	▲ 135	1.37	181	1.8	46
秋田県	▲ 35	0.35	81	0.8	46
山形県	▲ 45	0.46	85	0.9	39
福島県	▲ 80	0.81	148	1.5	67
茨城県	▲ 190	1.92	215	2.2	25
栃木県	▲ 119	1.20	156	1.6	37
群馬県	▲ 123	1.25	151	1.5	28
埼玉県	▲ 369	3.73	462	4.7	93
千葉県	▲ 318	3.21	423	4.3	105
東京都 ※	▲ 2,812	28.42	1,372	13.9	▲ 1,440
神奈川県	▲ 579	5.85	636	6.4	57
新潟県	▲ 121	1.22	181	1.8	60
富山県	▲ 80	0.81	82	0.8	1
石川県	▲ 79	0.79	91	0.9	13
福井県	▲ 64	0.65	62	0.6	▲ 2
山梨県	▲ 75	0.75	67	0.7	▲ 8
長野県	▲ 109	1.10	172	1.7	64
岐阜県	▲ 129	1.30	153	1.5	25
静岡県	▲ 267	2.69	303	3.1	37
愛知県	▲ 639	6.45	610	6.2	▲ 29
三重県	▲ 119	1.20	137	1.4	18
滋賀県	▲ 118	1.19	92	0.9	▲ 26
京都府	▲ 193	1.95	209	2.1	17
大阪府	▲ 900	9.10	727	7.3	▲ 173
兵庫県	▲ 339	3.43	396	4.0	57
奈良県	▲ 45	0.45	85	0.9	40
和歌山県	▲ 52	0.52	67	0.7	15
鳥取県	▲ 23	0.23	44	0.4	22
島根県	▲ 27	0.28	51	0.5	24
岡山県	▲ 121	1.23	141	1.4	19
広島県	▲ 195	1.97	219	2.2	24
山口県	▲ 83	0.84	101	1.0	18
徳島県	▲ 47	0.48	56	0.6	9
香川県	▲ 80	0.81	79	0.8	▲ 1
愛媛県	▲ 92	0.93	99	1.0	7
高知県	▲ 30	0.30	56	0.6	26
福岡県	▲ 323	3.27	390	3.9	66
佐賀県	▲ 44	0.44	60	0.6	17
長崎県	▲ 62	0.62	102	1.0	40
熊本県	▲ 81	0.82	135	1.4	54
大分県	▲ 56	0.56	91	0.9	35
宮崎県	▲ 44	0.44	83	0.8	39
鹿児島県	▲ 69	0.69	118	1.2	50
沖縄県	▲ 55	0.56	84	0.9	29

(注1)法人市町村民税(法人税割)の金額は超過課税を除いた額。

(注2)法人市町村民税(法人税割)の金額(全国計)は、地方法人特別税(1,527億円)ー県分(5,531億円)として算定。

(注3)法人市町村民税(法人税割)の金額(各都道府県)は、超過課税を除いた道府県民税(法人税割)のシェアで按分。

(注4)地方消費税(交付金)は、市町村民税法人税割(超過課税を除く)と同額を各都道府県内市町村の歳入決算シェアで按分。

(注5)特別区における市町村民税法人税割は都の収入であるが、便宜上特別区の収入として計上している。

(資料)全国知事会地方税財政制度研究会(2013)表5より作成。

【表4-2-2】市町村内訳：平成23年度（2011年度）実績

（単位：億円）

市町村名	法人税割の減		地方消費税（交付金）の増		合計 A+B
	A	シェア（％）	B	シェア（％）	
全国計	▲ 9,896	100.00	9,896	100.00	0
大都市分（小計）	▲ 5,231	52.86	3,175	32.08	▲ 2,056
東京都特別区	▲ 2,612	26.39	1,034	10.45	▲ 1,578
札幌市	▲ 123	1.24	155	1.56	32
仙台市	▲ 101	1.02	86	0.87	▲ 14
さいたま市	▲ 109	1.10	83	0.84	▲ 26
千葉市	▲ 87	0.88	72	0.72	▲ 15
横浜市	▲ 285	2.88	262	2.65	▲ 23
川崎市	▲ 104	1.05	96	0.97	▲ 8
相模原市	▲ 28	0.29	49	0.49	20
新潟市	▲ 52	0.52	62	0.63	10
静岡市	▲ 61	0.62	59	0.60	▲ 2
浜松市	▲ 54	0.55	64	0.65	10
名古屋市	▲ 298	3.01	210	2.12	▲ 88
京都市	▲ 144	1.46	125	1.26	▲ 20
大阪市	▲ 604	6.11	291	2.94	▲ 313
堺市	▲ 49	0.49	59	0.60	10
神戸市	▲ 133	1.34	118	1.19	▲ 15
岡山市	▲ 53	0.53	53	0.54	0
広島市	▲ 102	1.03	92	0.93	▲ 10
北九州市	▲ 58	0.58	77	0.78	20
福岡市	▲ 175	1.76	128	1.29	▲ 46
その他の都市分	▲ 4,194	42.38	5,898	59.60	1,704
町村分	▲ 470	4.75	823	8.31	352

（注1）法人市町村民税（法人税割）の金額は超過課税を除いた額。

（注2）法人市町村民税（法人税割）の金額（全国計）は、地方法人特別税（1,527億円）－県分（5,531億円）として算定。

（注3）法人市町村民税（法人税割）の金額（各都道府県）は、超過課税を除いた道府県民税（法人税割）のシェアで按分。

（注4）地方消費税（交付金）は、市町村民税法人税割（超過課税を除く）と同額を各都道府県内市町村の歳入決算シェアで按分。

（注5）特別区における市町村民税法人税割は都の収入であるが、便宜上特別区の収入として計上している。

（資料）全国知事会地方税財政制度研究会（2013）表5より作成。

参考文献

- ・関口 智（2012）「グローバル経済下の法人税制 - 日本の法人税と EU における法人税のパラドックス」『社会保障と税制改革』イマジン出版、128～175 頁。
- ・関口 智（2013）「日本における地方法人所得課税のあり方」『税研』29 巻 4 号 55～67 頁。